



明けましておめでたいございませぬ。

昨年は、国内では、正月には地震により、9月には集中豪雨によって、二度にわたって能登半島が大きな被害を受け、海外では、ガザ紛争が激化し、ウクライナ戦争も終わりが見えないなど、多くの人たちの命が犠牲になっていきます。

私自身は、これまで、福島原発事故の幾つかの集団訴訟などに関わってきました。

その経験から感じたことは、大きな災害や事故などで、お年寄りや子どもなどの立場の弱い人たちの被害がより深刻になるということでした。能登半島地震やガザ紛争などの報道に接しても、その印象を強く抱きます。

TOKYO大樹法律事務所は、1978年に「憲法の精神に忠実な良心的野法曹」を理念として設立されたのですが、今後も、弱い立場の人たちの手助けとなるような活動をするのが、事務所の理念の実現になると考えています。

事務所の所属弁護士への活動は、一般民事事件、家事事件、刑事事件、労働事件、外国人事件、医療過誤事件、犯罪被害事件、薬害肝炎事件、LGBT問題など多岐に及んでいます。

昨年の4月には、新たに藤井啓輔弁護士が加入しましたが、今年も、当事務所の所員全員で、多岐にわたる様々な活動を通じて、「憲法の精神に忠実な良心的野法曹」の理念の実現に向けて努力をしていく所存です。

今年もよろしくお願ひいたします。



コラム
フィリピンに
行ってきました!
弁護士 佐藤 真依子



昨年8月にJFC
ネットワークのスタ
ディツアーに参加し
フィリピンのマニラ
とダバオを訪ねまし

た。JFC(Japanese Filipino Children) ネットワークは、80年代以降、興行ビザで来日するフィリピン女性の増加に伴い、フィリピン人女性と日本人男性との間にたくさん子どもたちが生まれ、母たちからの相談が殺到したことから1994年に設立された団体で、認知や養育費請求、日本国籍取得のサポートを行っています。私も事務所の先輩方にお声がけいただき、JFCネットワーク経由でフィリピンにいる母子から依頼を受けています。

現地ではお母さんたちが、日本から来た私たちを、食べきれないほどの料理やフルーツでもてなしてくださり、歓待していただきました。交流した母子たちは、父と概ね円満な関係にある人もいれば、連絡が取れなくなってしまうという人、頑なに認知してもらえないという人など状況は様々でした。

子どもたちは日本人のような見た目や名前などからいじめの対象となることもあるそうで、日本において外国ルーツの子どもが体験することと共通すると思いました。

コラム
親子法制が
変わりました。
弁護士 木下 泉



令和6年4月1日
から親子に関する法
制が変わりました。
以前は女性が婚姻を
解消した後、100

日間は婚姻できませんでした。しかし、改正によりこの待婚期間がなくなりまし。待婚期間が設定されたのは、婚姻成立から200日後、解消から300日以内に出生した子は婚姻中の夫の子と推定されるため、婚姻解消後すぐに再婚して、再婚後200日過ぎて子が出生した場合前婚と後婚の嫡出推定が重複することとなり前婚の夫の子か後婚の夫の子か決められないことを避けるためという理由がありました。しかし、DNA鑑定で遺伝的な親子関係が鑑別できることや嫡出推定の規定を改正することで、待婚期間の設定は必要なくなりました。嫡出推定規定の改正は、婚姻成立後生まれた子と解消から300日以内に生まれた子は婚姻中の夫の嫡出子と推定されることとなりました。さらに、子を懐胎したときから出生までの間に2以上の婚姻をしていた場合はその子は出生の直近の夫の子と推定されることになりました。これにより嫡出推定が重複するという事態は回避されることになりました。そして、法律上の嫡出推定と遺伝的な親子関係が異なる場合があり得るため、嫡出否認の訴えを

また、日本国籍を取得できた子も、そうでない子も、日本に行ってみたく、日本で働きたいと希望する子が多かったのが印象に残りました。彼らをあたたかく迎え入れる日本社会であってほしいと強く願っています。



事件紹介
結婚の自由をすべての
人に訴訟東京高裁判決
弁護士 藤井 啓輔



昨年4月からT
O K Y O 大樹法律事務
所に入所いたしました。
藤井啓輔と申し
ます。

これからどうぞよろしくお願いいたします。

さて、今回は弊所の上杉弁護士、佐藤弁護士、私が所属する「結婚の自由をすべての人に」訴訟東京弁護士団が2024年10月30日に獲得した東京1次訴訟高裁判決についてご報告させて頂ければと思

今年もよろしく
お願い申し上げます
2025年1月
TOKYO大樹法律事務所
所員一同

事件紹介
日本国籍を失う
弁護士 近藤 博徳



日本に住んでいる
フィリピン人のA
さんは、18年前、日本
人夫との間に長男を
もうけた。ところが、

長男が18歳になる直前に、夫がAさんとの結婚の前に別の外国人女性と結婚しており、その女性と離婚しないままAさんと結婚し、重婚になっていたことが分かった。夫は外国でその女性と結婚したが、それを本籍地に届けていなかったため、Aさんと結婚した当時、彼は戸籍上は独身のままだったのである。もちろんAさ

起させる者の範囲が広がりました。従前は嫡出推定により父とされる者だけが嫡出否認の訴えを起こしましたが、改正後は、嫡出推定により父とされる後婚の夫と子、その母、前婚の夫が嫡出否認の訴えを起こせるようになりました。

また、出訴期間が従前は1年でしたが、改正後は3年となりました。

います。

本判決は、性的指向が同性に向く者について、現行法令が、配偶者としての法的身分関係の形成にかかる規定を設けていないことは、憲法14条1項及び24条2項のいずれにも違反するとなりました。

2022年11月30日に言い渡された本訴訟の1審判決は、憲法24条2項違反の判断を示した点では高く評価できるものの、①違憲判断を示すにあたり「憲法24条2項に違反する状態にある」という評価の分かれ得る言い回しを用いた点、②違憲判断の対象を法的に「家族になるための法制度の不存在とした点、③男女のカップルが子を産み育て次世代に繋ぐことに結婚の本質的部分があると考える所謂「伝統的結婚観」に過剰に配慮した箇所がみられる点など、乗り越えるべき部分も多いものでした。

今回の東京高裁判決は、①「憲法に違反する状態」といった曖昧な表現を使わず現行法令に対してきっぱりと「憲法に反する」と断じた点、②違憲判断の対象を「配偶者」としての法的身分関係の形成にかかる規定を設けていないことと定めて憲法14条1項・24条2項違反との判断を示した点、③法律上同性のカップルの人的結合関係に法的保護を与えたとしても、法律上の異性カップルの権利・利益は何ら減るものではなく、婚姻制度が果たしてきた機能の一つである次世代の社会の構成員を確保する機能にも支障は生じないと判示しており、原審の問題点を克服したと言えます。

これらに加え、立法府が法律上同性の

んは結婚当時このことを知らず、裏切られたと怒り心頭であった。しかしもっと大変なことが起こっていた。フィリピンの法律では、重婚であるAさんの結婚は無効となるため、長男は「未婚のフィリピン人女性が産んだ子」となってしまう。日本国籍を失うことになってしまったのである。彼は日本で生まれ育ち、日本人として生きてきた。もちろん自分が日本人であることを微塵も疑っていない。しかも、日本国籍を失ったことに、彼には何の責任もない。しかし彼は今や外国人であるばかりか、在留資格のない不法在留という立場になってしまった。

彼をフィリピンに送還しろ、という人はいないと思う。しかし彼が、元の日本人の地位を回復する方法は限られている。一つは18歳になる前に父の認知を受けて国籍取得手続をすること、もう一つは帰化をすることである。

前者を選択するなら、18歳になるまでのわずか2、3か月の間に、国籍取得のための手続をする必要がある。市役所や法務局と調整し、必要な裁判手続も行って、何とか日本国籍を取り戻すことができる見込である。

さらに経過措置として、施行日から1年間に限って施行日前に生まれた子について子及び母は嫡出否認をすることができるようになりました。これにより、改正法施行前にやむを得ず父ではない者の嫡出子として出生届をした母と子は、嫡出否認をすることにより正しく戸籍を修正することが可能となりました。

カップルにつき「配偶者としての法的身分関係の形成」にかかる法制度を創設するに際して有する立法裁量には憲法13条・14条による制約が存在し、配偶者の相続権など、婚姻当事者の性別や子の生殖可能性の有無にかかわらない権利・利益について別異取扱いをした立法をすれば、新たな違憲の問題を生ぜしめる可能性もあると釘を刺し、違憲判断後の法制度下を立法府に丸投げしなかった点でも高く評価されるべきです。



コラム
民事調停官を
始めました。
弁護士 安孫子 理良



2023年10月
り、東京地方裁判所
民事22部で、週1回、
民事調停官として執
務を始めました。建

築紛争、工事中の事故、賃料増減額や建物明渡(立退料)など、一定の専門的知見を活用する紛争の民事調停を担当しています。建築士や不動産鑑定士などの専門家調停委員と弁護士調停委員と3人の調停委員会で、紛争解決にあたっています。公正中立な立場から民事紛争に関わる

機会は大変新鮮で、どのように紛争を解決すべきかという視点も、代理人と裁判所の立場では大きく違うことに気づかされます。特に民事調停は、立証による事実認定を目指す訴訟手続に比べ、紛争の実情に照らし、納得感のある柔軟な解決を目指す手続ですので、そのような観点で、最善の解決は何かを1件1件丁寧に考えています。

民事22部には、常勤裁判官も多く在籍し、常勤裁判官と同じ裁判官室で勤務しています。裁判官室での日々の評議や意見交換に接し、参加できることも貴重な経験となっています。

大半の人にとっては、他人事のような事件だろうし、自分の日本国籍がなくなるなんて、想像したこともないだろう。本件の長男も同じだった。失ってはじめて、国籍がこんなに危ういものであったこと、それにも拘わらず自分の存在が日本国籍によって支えられていたことを思い知らされた。国籍は、自身の存在を規定するとともに、その国での生活の基盤となるものである。しかし大抵の日本人は、そんなことを想像したこともない。それは私たちにとって国籍が、あって当たり前の、空気のようなものになっていくからかもしれない。しかしそれだけに、国籍がないという状態を想像することが難しい。日本国籍を失った彼の苦悩を私たちは共有できるだろうか。



「町弁」の魅力伝えたい

弁護士 村田 智子



皆様、「町弁」という言葉をご存知でしょうか。

「町弁」とは、町の弁護士、つまり、地域の方や会社から、様々な法律相談やご依頼を受ける弁護士のことを指します。

私は、弁護士登録をしてから約28年、ずっと「町弁」でした。

近年、司法修習生や若い弁護士で、「町弁」を志望する人が減ってきているようです。特に、女性にその傾向が見られます。これから迎える出産や育児のことを考えると、大規模な渉外事務所や、企業内弁護士（インハウスロイヤー）のほうが、産休や育休の制度もあり安定しているのが望ましい、というのがその理由です。

たしかに、大規模な渉外事務所や企業内弁護士にも良いところはあると思います。ですが、個々の御相談者・御依頼者の方と向き合い、一緒に考えながら解決をしていくというプロセスは、「町弁」でなければ経験しづらいものではないかと思えます。

それから、自分の経験を振り返ってみると、自分が大変な時に、御相談者や御依頼者に励ましていただいたことも何度もありました。今でも思い出すのは、クリスマスのお出来事です。当時、私は、小さい子どもを抱えていたのですが、あるとき、子どもが急に高熱を出したために、御依頼者に、予定されていたお打ち合わせの延期をお願いしました。その御依頼者は、打ち合わせの延期をご了解してくださっただけでなく、そのすぐ後のクリスマスに、「お子さんに」とおっしゃって、ぬいぐるみをプレゼントしてくださいました。決してプレゼントが欲しかったわけではないのですが、プレゼントをしてくださった御依頼者のお気持ちが本当に嬉しくて、今でも感謝しています。

2025年も、慌ただしい1年になるかもしれません。でも、今年はずっと「町弁」として生きてきた者として、少しずつでも、司法修習生や若い弁護士に、「町弁」の魅力伝えていきたいと思えます。

Lawyers column

もはや当たり前「結婚の平等」

弁護士 上杉 崇子



昨年出版された若波ブックレット「同性婚法制化のためのQ&A」に、私も「結婚の自由をすべての人に」訴訟全国啓蒙団連絡会の一人として藤井啓輔弁護士と共に執筆に加わりまし

た。理解に役立つ厳選10個のQ&Aと原告の声などを収録したもので、あっとい間に読める約60頁という超コンパクトサイズながら、誰でも「同性婚」の最新・正確・十分な情報がわかってしまうという良書です（手前味噌ですが本当です）。ところで、各地の訴訟では軒並み違憲判決が続いていて、違憲の理由には既に日本社会が同性カップルの結婚を受容していることも挙げられています。社会の受容は各方面において目に見える実績や数字として現れています（世論調査の賛成割合、自治体のパートナーシップ制度導入数、同性カップルを異性カップルと等しく扱おうという各界での取組や提言など）。それとともに、目に見えない社会的

受容的な空気感や温度感の定着も、日常生活で確かに実感されます。NHK朝ドラ『虎に翼』ではゲイカップルが登場し「同性婚」ができない状況の問題提起がありました。同夜ドラ『作りたい女と食べたい女』は女性どうしの恋愛がごくごく自然に描かれた名作で、主人公の異性愛者の同僚が、自分には当然に結婚の選択肢があるのに主人公ら同性カップルにはそれがなく、このおかしさに気づき、自分の事のように怒るシーンが印象的でした。私の身の回りでも、これまで無関心のように見えていた人たちが「同性婚訴訟で違憲判決が出て良かった」と声をかけられることが飛躍的に増えました。日本に生きる人たちの日常では同性カップルの結婚は当たり前のこととして既に受容され浸透しています。制度を人々の日常に合うようにすることこそ自然なのです。



事務局ちよひん

事務局 ちよひん

▼昨年の能登半島地震により、私の地元も被害を受けました。見慣れた景色は一変し、あちこちで家が傾き、潰れています。とにかく何かしなくては、できたばかりの仮設住宅の前で、仲間とともにコーヒの炊き出しをしました。被災された方それぞれが抱えるもの重さの前にして、自分たちの力があまりにも小さく思えましたが、だからこそ、色々な人が被災地に関わり、継続的に支援することが重要なのではないかと感じました。

▼昨年11月に娘の七五三のお祝いをしました。これまで無事に成長してくれてホッと一息です。甘えん坊の娘は、ママとずっと一緒にいたいから結婚したくないと言っています。一方上の息子は、好きな人と結婚できたらしっかり支えたいから、将来は父親のような普通の会社員になりたいと言っています。10年後、20年後、今よりずっと選択肢が広がっているであろう未来で、これも達の結婚観がどのように変わっているのか楽しみです。どうか健やかで幸せな未来でありますように。

編集後記

先日バスを降りてワイヤレスイヤホンの接続が切れた瞬間、スマホを車内に忘れてと気づきました。遠ざかりゆくバス、バス会社に連絡なきや！しかしスマホがない！最終的に家の電話から連絡し無事回収できましたが、スマホをなくすと出来るものが制限されるのかと改めて認識した出来事でした。



ホームページはこちらです。
<https://www.tokyotaiju.com/>



◆アクセス：地下鉄丸ノ内線「新宿御苑前」駅 2番出口 徒歩5分
都営バス「花園町」下車 徒歩3分